

# 海野隆まいあみ希望通信

メール:sougousenryaku@gmail.com

ホームページ: [海野隆 阿見町](#)で検索 VOL1-13



## 6月議会一般質問

平成26年6月11日と12日の両日、一般質問が行われました。今回の議会では11名が町政の様々な課題や問題について執行部に論戦を挑みました。今回は私を含めて3人の議員が入札問題や最低制限価格制度に触れて質問をしました。また、提出された工事契約案件でも、入札問題、最低制限価格や最低制限価格を下回って失格する業者が、続出していることへの質疑がありました。1件は失格した最低応札者と落札者の価格差が1847万円、もう1件は1410万円という大きな価格差がありました。

私の一般質問は5項目でした。第1項目で、平成25年5月30日に入札を実施した「役場庁舎非常用自家発電設備工事入札」結果が「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」という地方自治法に規定された原則を逸脱している疑いが濃厚だと、執行部の見解を質しました。

この入札では、応札した10業者中7業者が最低制限価格を下回って失格してしまいました。失格した最低応札業者と落札価格では、なんと1439万円もの入札金額差がありました。

地方自治体は地方自治法を根拠に運営されています。その第2条14項で「地方公共団体は、その

事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定め、17項で「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」と規定しています。

私は、前回の議会でも、工事入札契約を問題として、最低制限価格によって9件で1100万円以上の税金が不当に支出されていると指摘し、改善を求めてきました。しかし、今回は1件で、予定価格5500万円に対して1439万円の入札金額差がありました。最低制限価格の設定がなければ、あるいは低入札価格調査制度での運用であるならば、1439万円の支出がなかったことは明らかです。「貴重な税金を不当に支出した」と指摘せざるを得ません。

この入札は、町の設定した条件では町内業者が入れず、すべて町外業者の条件付き一般競争入札で行われました。この入札案件の場合応札業者10者中最も評価点数の高い業者が最も低い価格で応札しています。その価格差は1439万円、最低制限価格を下回って失格した7業者の平均でも、845万円の価格差になっています。

この結果は、予定価格が高いのか、最低制限価格の設定が異常に高いのか、いずれにしても阿見町で実施されている現行の入札制度は、町民の税金を不当に支出する制度システムだと指摘せざるを得ません。直ちに、制度の改善やシステムの見直しを図り、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと思います。

平成21年7月に一般競争入札で実施され、平成23年4月に完成した土浦市の防災行政無線施設整備工事では、予通信局1機、親局1機、再送信局1機、遠隔制御装置1機、屋外拡声子局176局、個別受信機229台、という装備で、予定価格6億5800万円に対して、予定価格に対して36.4%の2億3900万円余りで落札しています。

今年度、阿見町でも防災行政無線放送の施設整備工事で6億円余りの予算を計上しています。概要は屋外拡声子局90局というものですが、この設備工事にも、最低制限価格を設定して実施される予定です。この設備工事も、役場庁舎非常用自家

**P2** 発電設備工事と同じように、最低制限価格を設定して実施されるとしたら、町は不当で大変な損害を被ることになる可能性があります。

最低制限価格を設ける必要のない、あるいは設けてはならない入札契約案件であるにもかかわらず、最低制限価格を設けたということで、町が不当で大変な損害を被るとすれば、これは、地方自治体の財政運営を町民から委託されている町長の任務に背く背任的行為であると断じざるを得ません。私は町の議会議員として、こうした背任的行為は絶対に許すことはできません。また、不当な公金の支出によって町に与えた損害は、こうした原因をつくった者が、自ら賠償する必要があると思います。

こうした質問をしましたが、回答は以下の通りでした。

### **●この入札結果に本当に問題はなかったと考えているか**

**町長：**「ダンピング受注の排除を図る制度である最低制限価格を適切に活用した結果からダンピング受注と判断される過大な価格競争が働いたものと考えています」「この制度でやっている以上良いと考えています」

**総務部長：**「町では適正な予定価格を設定して問題は無いと考えています」

### **●直接工事費及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費の割合について**

**町長：**「町では、設計価格に関する情報公開制度上の取扱いについて、阿見町情報公開条例第7条第7号イの規定に基づき非公開としており、その割合についても、同様の取扱いとしています」

### **●最低制限価格の設定と品質の維持、低入札価格調査制度を適用しなかった理由について**

**町長：**「ダンピング受注の排除を徹底するとともに、品質の維持が図られるものと判断してこの制度を活用しており、低入札価格調査制度については、この制度と比較して低入札価格の調査に伴う事務手続きの増加、契約締結の遅延などの課題が想定されることから、適用は考えておりません」

### **●最低制限価格の設定権者、またどのような資料に基づき設定したか**

**町長：**「最低制限価格の設定権者は町長となります」

### **●落札価格と失格応札価格との差について**

**町長：**「ダンピング受注と判断せざるを得ない過大な価格競争が働いた結果と考えています」



## **提出議案は以下の18議案です**

### **議案45号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正**

阿見町在宅医療・介護連携推進協議会及び阿見町スーパー食育スクール事業推進協議委員会の新設によるものです。スーパー食育スクールとは文部科学省が学校給食法の第10条に基づき全国33の学校を指定したものです。茨城県では唯一、阿見小学校・吉原小学校・阿見第二小学校・阿見中学校が指定されています。テーマは「学校・家庭・地域の連携による食育の推進」で、これまで阿見町が茨城大学や茨城県立医療大学と連携して進めてきた食育教育をバージョンアップするものです。

### **議案46号 阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**

上記の新設される委員の報酬や費用弁償（日当・交通費）を定めるものです。日額5300円、費用弁償700円となります。

### **議案47号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止**

土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業は、昭和61年に都市計画決定した阿見町施行で平成3年から平成22年度まで行われ、15ヘクタール、計画人口1200人、総事業費38億5千万円を要しました。この事業の完成したことにより条例を廃止するものです。

### **議案48号 平成26年度阿見町一般会計補正予算**

庁舎の耐震補強工事のために駐車場に仮設庁舎を借り上げるための費用7686万円、防災行政無線放送設備整備工事2170万円、雪害によるビニールハウスを撤去や再建する被災農業者向け経営体育成支援事業補助金2億8331万円、プレミアム付商品券事業補助金500万円などです。

### **議案49号 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算**



**P3** 職員の昇格や異動や臨時職員の採用による賃金、保険料などが主なものです。

### 議案50号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算

公共下水道整備事業について、臨時特例給付金により荒川本郷地区で予定されている上下水道整備27年度～30年度までの分を一挙に整備するもの。平成14年度にURが中止決定して以降、3本の都市計画道路の整備を中心に進めてきました。この度、地区内2か所、合計5.1ヘクタールが民間事業者により開発される予定で開発一体整備を行うもの。つくば市における公務員住宅廃止のともなう住宅需要を見込んでいます。

### 議案51号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算

職員の昇格や異動や臨時職員の採用による賃金、保険料などが主なものです。

### 議案52号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算

在宅医療・介護連携推進事業予算が計上されました。事業は在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業主体として実施するものです。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネージャーなど多職種の方たちと協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指すとともに、在宅医療・介護に関する普及啓発を促進することを目的に取り組むものです。阿見町が事業主体となります。

### 議案53号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算

職員の昇格や異動や臨時職員の採用による賃金、保険料などが主なものです。

### 議案54号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算

資本的収支で、排水施設拡張費6100万円、職員の昇格や異動や臨時職員の採用による賃金、保険料などが主なものです。

### 議案55号 阿見町よしわら地内1-1-1号公園整備工事請負契約

契約金額 1億1175万円 樋口土木株式会社。5者応札中、辞退1者、最低制限価格により2者失格、取りおり1者。最低応札と落札者の差は、1847万円。

### 議案56号 阿見町よしわら地内1-1-2号公園整備工事請負契約

契約金額 1億6362万円 松尾建設株式会社。5者応札中、辞退1者、最低制限価格により3者失格。最低応札と落札者の差は、1410万円

### 議案57号 公共下水道管路工事請負契約

契約金額 9345万円 樋口土木株式会社。3者応札中、最低制限価格により1者失格。最低応札と落札者の差は、203万円

### 議案58号 実穀小学校耐震補強工事請負契約

契約金額 9666万円 松浦建設株式会社。5者応札中、辞退3者

### 議案59号 吉原小学校耐震補強工事請負契約

契約金額 7830万円 株式会社篠崎工務店。5者応札

### 議案60号 本郷小学校耐震補強工事請負契約

契約金額 8564万円 松浦建設株式会社。5者応札中、辞退1者

### 議案61号 高規格救急自動車購入

取得金額 3154万円 茨城トヨタ自動車株式会社。2者応札

### 議案62号 阿見町LED防犯灯購入

取得金額 1327万円 岩瀬プリンス電機株式会社。6者応札

**議案第45号～54号、57号～62号は全会一致、議案55号及び56号は賛成多数で議決しました。私は55号及び56号に反対しました。**



税金の不当な支出だと同僚議員が追及した【学校給食センターの1基120万円の防犯灯】

## その他の一般質問項目

質問項目2：ふるさと納税制度の改善を図り増収に努めるべきであると考えますがどうか

1、ふるさと納税制度の仕組みはどのようなものか

**P4** 2、茨城県内市町村のふるさと納税の状況と実績

- 3、全国や茨城県内での特色ある取り組み及び特典制度
- 4、阿見町におけるふるさと納税のこれまでの実績、継続した件数と金額
- 5、阿見町のふるさと納税の特典と今後のふるさと納税制度の改善と財源確保について

**質問項目3：名誉町民条例の制定を行い郷土の先人や歴史を正しく伝承するべきであると考えがどうか**

- 1、県内での名誉市民条例の状況について
- 2、阿見町の先人の業績について
- 3、義務教育における先人の業績の学習について
- 4、阿見町における名誉町民条例の制定について

**質問項目4：児童・生徒の自転車安全対策及び事故補償について十分な対策をとるべきであると考えがどうか**

- 1、自転車通学をしている町内小中学校の児童・生徒は何人くらいいるか
- 2、自転車通学の安全教育実施の責任は家庭か学校か
- 3、通学による事故件数及び通学以外の児童・生徒の事故件数を把握しているか
- 4、事故の原因は分析されているか
- 5、児童・生徒の自転車事故に伴う全国の損害賠償額の例を把握しているか
- 6、自転車保険に加入している割合はどの程度か把握しているか
- 7、保険をかけるということは予防原則に立とうということで、自転車保険加入を積極的に推進すべきだ。自転車保険加入の助成制度をつくる考えはあるか

**質問項目5：本郷地区に計画されている新小学校に温水プールを併設すべきと考えがどうか**

- 1、本郷地区に計画されている新しい小学校の審議の進め方について
- 2、地区住民やPTAなどに意見や要望を聞く機会はあるか
- 3、施設の概要について
- 4、温水プール併設の計画について

## 住民生活相談

●地域や仕事での日常生活上の問題や行政にかかわる問題などで解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。

連絡は、090-1548-5294

## 藤井孝幸議員の名誉を回復する決議

私が提出者となって標記の「藤井孝幸議員の名誉を回復する決議」を採決し、賛成多数で可決しました。本人にかかわることについては採決に加われない「除斥」によって、藤井孝幸議員は議場から退出して行われました。

### 藤井孝幸議員の名誉を回復する決議

平成26年3月18日、藤井孝幸議員に対する議員辞職勧告が決議された。本辞職勧告が決議されたのは、平成25年9月議会での藤井孝幸議員の一般質問を掲載した議会広報「あみ議会だより」第138号が、名誉を棄損していると龍ヶ崎市の常磐建設株式会社が代理人弁護士（龍ヶ崎市の眞鍋・大関法律事務所、眞鍋涼介・武智裕子・岡田友佑弁護士）を通じて、議会宛て及び藤井孝幸議員宛てに内容証明郵便で謝罪を求めてきたことにある。

しかし、このような議会での言論や議会だよりへの掲載が名誉棄損に該当するとすれば、議会活動は大きな制約を受け、執行部を牽制し税金の使途についてチェックするという議会本来の役目を果たすことはできない。柴原成一議員の提出による藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議は、町民から負託された職務を奪うものであり、藤井孝幸議員の名誉を損なうばかりか、議会がみずからの言論を制約することにつながる、あつてはならないきわめて憂慮すべき決議だったと言わざるを得ない。

当時の阿見町顧問弁護士は「名誉棄損にあたらなない」「正当な議会活動である」とアドバイスをしている。

議員辞職勧告決議にあるように、藤井孝幸議員が「全員協議会では厳重注意を受けた」という事実もない。全員協議会では、議長が「厳重注意」の文書を示したものの異論が噴出し文書は回収されてしまった。「反論を繰り返し自分を正当化しようとした」こともなく、「阿見町議会の品位を著しく落とし議会を軽視している」という事実もない。

したがって、本議会は、事実でないことを前提に議決された議員辞職勧告を撤回し、藤井孝幸議員の名誉を回復する決議を行うものである。

平成26年6月10日

阿見町議会